（別紙１）

江戸川区未就園児家庭訪問事業業務委託事業者の選定基準

１　基本的事項

選定は「江戸川区未就園児家庭訪問事業業務委託選定委員会」が行う。

第一次審査は書類審査、第二次審査はヒアリングを実施する。審査の実施にあたっては「内容評価」と「価格評価」を行い、以下の視点に基づいて評価ポイントを設定し、ポイント総計の高い順に決定する。

なお、選定にあたっての最低基準点は、評価ポイントの５割を満たすこととする。

２　選定基準

評価項目		評価の着眼点
内容評価点	経営状況・業務に対する取組	・経営状況の安定性 ・社会福祉業務の運営実績（過去３年間） ・基本理念（子育て支援に対する考え方） ・事業実施体制、コーディネーターの役割 ・関係機関との連携、各種支援サービスの紹介 ・本業務の効果的、効率的な活用の提案と有効性 ・独自の取組みと内容
	訪問支援員の採用・育成	・採用体制、採用方法、採用基準等の適性 ・研修体制及び内容の適性 ・訪問支援員の指導方針の適性
	訪問支援員の管理体制等	・適切な労働管理の実施状況 ・危機管理における的確な対応 ・法令遵守及び個人情報保護の取組内容
価格評価点	本事業に係る価格設定	・価格設定の妥当性

３　その他

次の要件に該当した場合は、適正審査の対象から除外する

（１） 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

（２） 提出書類に虚偽または、不正があった場合

（３） 提出書類等の提出期日を経過してから、提出書類が出された場合

（４） 提出書類提出後に内容を大幅に変更した場合

（５） その他不正行為があった場合